

復興支援フォーラムニュース No.8

(URL <http://www.5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html>)

<事務連絡先 今野順夫(tkonno67@gmail.com) 中井勝己(024-548-8313)>

<第6回復興支援フォーラム 2012.2.25>

原発事故に伴う浪江町の復旧・復興に思うこと

小澤是寛 (浪江町大字北幾世橋)

■現況

事故発生後 10 カ月が経過した今、政府はやっと警戒区域内の一部で除染の試験を開始したが、本当に人が住み今迄の生活を取り戻すことが出来るのか問題が多すぎる。

しかし、現在は、仮設住宅及び借り上げ住宅等に避難している者は、全てが、毎日不安のなかでの生活です。この生活で我慢が出来る期間は長くはないと思う。政府は警戒区域を、9月末を視野に「居住制限」「解除準備」としながらも、「福島第一原発から半径 20 km 圏内の警戒区域を残し、立入制限を続ける方向で調整に入った。・・・」<<福島民報 2011/12/7>>

で、浪江町はこのままでは、放射線量の少ない地域を含み、浪江町全体が立入制限を続けることに成りかねない。

政府は年間の放射線量 50 ミリシーベルトを目途として帰還準備をしているようにとれる。このままでは、浪江町に復旧復興は平成 25 年頃の開始の見通しである。

今から 2 年間このまま復興の基本方針を示さないまま、避難生活をする事は、余りにも、精神的苦痛と成り、健康維持にも問題が大きすぎる。一日も早く、帰れる地区、帰れるようにする地区を、福島県を通し国に対し声高らかに進言すべきである。

平成 23 年 12 月 26 日東日本大震災：福島第一原発事故に伴い設定している避難区域と計画的避難区域を見直し、新たな 3 区域へ再編する「基本的な考え方」を決定した。具体的な対象地域は各自自治体協議し、24 年 3 月末をめどに決める。

■新たな 3 区分は、

1. 避難指示解除準備区域：年間被ばく線量 20 ミリシーベルト以下
2. 居住制限区域：年間 20 ミリシーベルト超 50 ミリシーベルト以下
3. 帰宅困難区域：年間 50 ミリシーベルト超

の 3 区分となり、浪江町は完全に 3 区分に分かれる事になる。

したがって、浪江町の復旧・復興は 3 区分それぞれに分け検討しなければ、前向きに進む事が出来ない。しかし、3 区分分けとした場合に浪江町がどの様に復興できるか大きな課題である。

■復興に関する町民アンケート集計結果によると、帰還を考えている人は

1. 放射線量が、国が除染後の最終目標値以下（追加被ばく年 1mSv）以下：81%
2. 18 歳未満子供が居る方（追加被ばく年 1mSv）以下で戻ってもよい：27%
3. 警戒区域が解除されれば戻る：4.9%
4. 放射線が下がり、上下水道・電気等の生活基盤が整備されれば戻る：20.6%
5. 放射線が下がり、生活基盤が整備され、他の町民が有る程度戻れば戻る：64.1%
6. 浪江町の除染・復旧復興を必要だと思う：66.7%

■復旧復興の基本的な考え方として

財物の補償問題と復旧・復興を同時に進行させていかないと先向きに進む事が出来ない。

1. 帰りたいけど帰れない「帰宅困難区域」：除染は困難でなく出来ない。
他地区への居住を推進する。財物の補償で・・・
2. 戻りたくても戻れない「居住制限区域」：除染、ライフラインの整備を急ぐ必要
3. 戻りたいが戻る場所がない「避難指示解除準備区域」：線量は少ないが津波の影響
4. 1日でも早く戻りたいが、戻る場所決める資金がない。「財物の補償」

上記のように帰還する為の条件が多くあるので、帰還できる・する・させる為の手法を考えを1日でも早く、住民に伝え精神的な苦痛を解除する事が先決である。

現状の政府の考えでは、高齢者はもとより、若者の就労意欲をなくし、子供に与える不安等悪影響ばかりである。

浪江町ばかりでなく双葉郡はもとより福島県全体で、具体的な復興計画を立てる事が最優先であり、余りの綺麗ごとばかりでは前進できないと思う。

「避難指示解除準備区域」を最優先に除染し帰還できる者～帰還させ、復旧復興の前進基地をつくり、「居住制限区域」を整備し帰還者を増やし、帰還希望者全てを帰還させる。帰還しない人は、希望の場所に定住させる。

■浪江町の放射線量

浪江町役場は、自衛隊の協力で試験除染を行う事となった。放射線量は、 $0.5\mu\text{Sv}$ と比較的少ない場所で、帰還準備の基地として可能な場所である。

又国道6号線から海岸迄の地区の放射線量は、 $0.3\sim 0.8$ 以下の様で、年間7ミリSv程度で、早期に除染を開始できる地区です。この地区を復旧・復興の基地とする事を念頭に浪江町の復興計画をする。

■復興基地として

6号線から海岸までの高台とし、東北電力(株)浪江小高原子力発電所の計画用地を、国又は東京電力(株)の責任において購入をさせる。

*空間線量マップ確認によると、旧国道から東側の地域が約 $35\mu\text{Sv/h}$

この地区の全域を除染し、復興対策の恒久住宅と作業員用の宿舎を建設し、当面は線量の少ない地区のライフラインの復旧・復興を開始する。

この計画を避難住民に報告する事で、多少でも心の安定し希望と勇気が出るものと思う。

■復興の手順として

1. 浪江町の「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」をメッシュ状に線量調査する。
2. 棚塩・請戸・両竹地区の津波の被害箇所、堤防などの構築計画を行う。堤防の規模は、浪江・南相馬の災害復興道路を考慮し、請戸橋の高さ程度として、4車線を基準とする。この道路は、海岸の二重堤防の役目と併用する。堤防の路材として、棚塩の瓦礫、金ヶ崎・北幾世橋地区の表土除染の残土を盛土し、汚染された残骸・処分土を埋設し、放射線防護の対策として、コンクリートアスファルト・等で道路の仕上げを行う。

3. 復興準備基地の手順として

- 1) 既存の健在な建物は、全て除染を行い、生活基盤とする。
- 2) 樹木・草等の処分先は、計画基地内の低い個所に防護の上埋設処理する。
*田畑・河川敷の草木は野焼きと同様に現地にて焼却処分も考えられる。「低温焼却」
- 3) 表土を削り除染する。除染土は、浜街道(二重堤防)の路材として盛土する。
- 4) 道路・電気・水(当面は深井戸)を含めたライフラインの復興
- 5) 恒久住宅の計画及び作業員の宿舎の計画は、将来代替え地として良い広さを考慮し造

成区画をする。

■恒久住宅建設の手順として

1. 敷地の区画は、80～100坪単位として計画する。
2. 建物の構造は、木造・鉄骨のいずれかとし、将来内部間仕切りが変更可能とし、2～3世帯を1棟とし建設する。

別途「ふくしまの家」提案書による。

*将来は、改修して1世帯住宅とし、賃貸し・販売等で処理する。

3. 復興の最前線基地として、作業員宿舎・福利厚生施設を含めた基地を設ける。
又建設関係会社の仮事務所等を設けて、作業能率を高める。
将来的に、作業員宿舎は、公共のアパートに用途変更が可能な計画をする。
福利厚生施設は、住民の為の施設とする。

■恒久住宅の建設時期

警戒区域が解除された時点で、早期に建設が開始できるように計画・協議を進めていく。

又協議は早めに、国・県と開始する。

- 1) 用地の確保 「買上・借上等」
- 2) 給水の源の確保の事前協議を完了する。既存の井戸が有れば調査する。
- 3) 全体計画として、除染材の処分場の確保を含み住宅・宿舎・厚生施設の計画を完了
- 4) 技術者・作業員の確保を計画し、前線基地の規模を設定、計画する。

■応急仮設住宅の再利用

現在建設された木造住宅・ログハウス等移転可能のものを転用し計画する。

原発で避難の為の仮設は狭い為に、2戸を1戸に改造をする。

■恒久仮設住宅の基本

- 1) 基本構造体は、1度に建設し将来内装を行う。例として2階建てとし、1階を生活空間とし、2階部分は将来の生活に合わせて、間仕切り仕上げを行う。
- 2) 構造体は、将来の夢を取り入れた計画とし、一部は倉庫・農機具置き場として使用し、将来は生活空間に改造可能な計画をする。その時点で倉庫地は別棟とし生活空間をひろげていく。当初は少人数を仮定する。
- 3) 応急仮設より多少広い2DK・3DKを2戸連棟とし、将来は改造し1戸とする。

■既設施設の再利用

放射線量の少ない個所の既存公共施設を復旧・修理・改造して使用計画を建てる。

- 1) 請戸小学校は、改修し復興のための作業員宿舎、及び作業基地として整備する。
- 2) 教育施設として、幾世橋小学校・東中学校は整備し、児童・生徒を受入れする。
- 3) 北棚塩集会所は、地域住民の為の集会所とする。
- 4) 役場は、除染・整備の上随時役場機能として使用を開始する。「除染の結果は？」

*浪江町仮役場建設 (2012/2/11 河北新報)

町は避難区域に指定され、政府は線量の低い一部区域への立ち入り制限を4月以降に緩和する方針を打診している。ただ町内は上下水道や道路がいたんだままで、役場を戻す目途が立っていない。・・・誰が先発隊として町に復帰するのか？・・・浪江町が主体でなくて誰がやるのか・・・

■ライフライン

- 1) 電気は、低線量部の幹線から整備し、送電が何時でも開始出来るように準備する。
「国～東北電力」に要望を提示する。
個別の電気は入居前に随時供給していく。「とっかかりは発電機も考慮する。」

- 2) 給水は、当面の間既存の井戸の水質検査を行うと共に、水量を確認する。
又新規に井戸を掘削し水を確保する。「除染の為にも水は必要である。」
- 3) 下水道は、浄化センターの復旧は、当分の間復旧は困難と思われるが、施設本体の整備・復旧は進める。「配水管の復旧は、道路の復旧を合わせて検討し、施行する」
- 4) 下水の処理は、合併浄化槽での処理とし、復興に合わせて下水処理とする。
- 5) ガス・灯油は、今迄通りの流通機構で問題なし。
- 6) 道路は、早急に復旧・復興箇所を調査し、緊急箇所は早急に整備を行う。
[ライフラインと共に]

■幹線のライフライン

- 1) 主要幹線道路は、応急処置後本復旧を国・県に急いで施行するよう要請する。
- 2) JRは、低線量からでも復旧を開始するように、要請する。
いわき～岩沼間の複線化も検討
- 3) 高速道路は今後も高線量地区があるが、広野～原町までの未開通部分を完成させて、通行可能となるように国・県に要請する。今後も除染が困難な箇所もあると思われるが、シェルターを掛けて、インター付近は完全除染とする事が考えられる。
幹線道路の整備を急ぎ復興の進捗率を上げる。又緊急時の避難道路とする。

■山・川の除染

山・川の除染は出来るわけがない。出来ると考えているのであれば、馬鹿げた税金の無駄使いである。山全体を除染するには、全て伐採し表土をめくる事となるのではないか。

*河川・海の汚染を減少する為の方策として、高瀬川・室原川の高線量の地域の川の中に多重の堰を設けて吸着剤・ろ過剤などを使用し、放射線を吸着させる又は沈殿させて高線量となった物を処理場で処分する。(フィルター付きのノッチタンクを大型にした施設)

現状のままの除染対策では、河川及び海の汚染は今後益々進行するので、至急検討を開始し実行必要がある。

■中間処理場・最終処分場

復旧・復興を進めるのであれば、中間処理場は双葉郡内の高線量地区に建設を開始し、作業効率を高め、復興を早める事が第一である。小生としては、線量マップの詳細がない為に場所は特定しない。

*中間処理場の建設が進まなければ、双葉郡全体の復旧・復興は始まらない。又他の都道府県が今回の廃棄物を受け入れして頂ける箇所は無いと思います。又立場が変われば福島県も受け入れはしないと思います。

個人として思う事

浪江町が、形だけの復旧・復興が進んでも、浪江町は老人の町となりかねないので、復興とともに、若者の就労できる企業を誘致する「国・県の役目」事が大切である。

小生の今後の人生は真っ暗である。

海・川での釣り、家庭菜園、キノコ・山菜採り、ドライブ(遠回りとなる)等の全てが無くなった。又子供・孫たちに故郷をと思ったが、帰郷の場所の線量が高い為に遊びに来ない。

子供・孫とともに海・川・山で遊ぶ事の出来ない町を真剣に復興させようとしている。国・県・町は、もっともっと真剣に取り組むべきであると思います。

(図・写真等の資料は、このニュースの11頁～15頁を参照して下さい。)

(カラー判は、ホームページ <http://www.5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html> のニュース第8号-2)にあります。)

仮設住宅ステップアップ計画ー住まい・コミュニティの再構築に向けて

鈴木浩（福島大学名誉教授）

（※1/26 浪江町復興計画検討委員会で提案したものをベースに修正したものである。）

仮設住宅の今後

1. 緊急対応の必要性と重要性

- 1) 復旧・復興の長期化
- 2) 避難生活における「生活の質」(Quality of Life) の確保
- 3) 復旧・復興エネルギーの持続的構築→生業の再建と雇用の確保

2. 放射能汚染の実情と収束・除染計画の見通し（図1、参照）

「帰還困難区域」、「居住制限区域」、「避難指示解除準備区域」

→ふるさとの復興、自宅への帰還の困難さ

3. 避難生活（仮設・借上げ・県外避難など）の実情と問題（仮設住宅分布 図2参照）

→仮設住宅の対応 居住性確保と地域循環型住まいづくり、木造仮設の地元発注

（いわゆる福島方式の展開。しかし、仮設住宅はコミュニティ形成の観点が不十分）

→しかし、放射線量分布によって帰宅困難な状況を受け入れざるを得ないとなれば、この避難生活の改善を考えなければならない。

- ・ 仮設住宅の二段階利用、復興公営住宅の供給、場合によっては仮設の払い下げ
- ・ 仮設住宅の居住性能の向上（特にプレハブ仮設）
- ・ 借上げ賃貸の継続性？、全国に避難している人たちの意向（帰還要望）
- ・ コミュニティの形成
- ・ コミュニティとしての生活利便性の向上、など

4. 当面の改善課題

- 1) 最終ゴールではなく漸進的な計画にせざるを得ない。
- 2) これまでの仮設住宅などの経験や教訓を最大限活かす。
- 3) 全ての人々（遠隔地避難者を含めて）の選択可能なステップアップ計画を示す。

5. 暫定目標

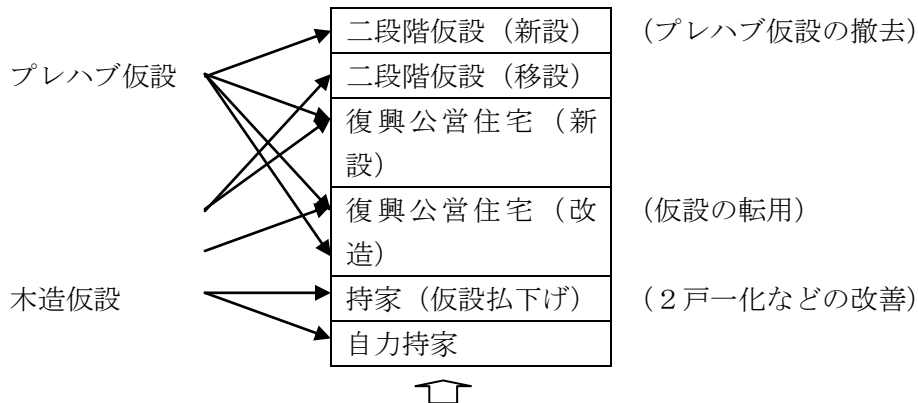
放射線量分布やその除染計画を踏まえながら、以下のようなふるさとの町村内あるいはその近くに暫定コミュニティを形成する。

- ①ふるさとのエリア内の放射線量の少ないエリア
- ②エリア内の元の住宅などに帰宅しやすい立地条件のエリア
- ③これまでの仮設などの集積を活かせるエリア

そこでは、数百戸から千戸単位、つまり従前のコミュニティ単位に近い世帯数を確保したものを目安にする。そして、集会所（コミュニティセンター）、ショッピングセンター、医療・福祉拠点、行政サービスなどの配置を考慮すること。

6. 実施方針

1) 仮設住宅の移設計画（国や県との協議／制度的な可能性などについての検討要）



※民間借上げ、個別避難、県外避難などの人々の漸進志向に関する把握

2) 県内仮設住宅利用自治体の仮設住宅利用継続及び改良方策についての協議

- ・それぞれの自治体が漸進計画を進めることについての協議
双葉8町村（+飯館村）
- ・二段階方式の必要性と立地再編成の考え方について

3) 当該町村と受入れ自治体との協議

（福島市、郡山市、二本松市、南相馬市、いわき市、その他）

- ・義務教育などの受入れ調整
- ・雇用、製造業、農業などの展開方法と従前町村内の土地利用の方向

4) 仮設住宅団地間との協議

- ・コミュニティ再生をめざした立地再編成と団地計画の合意形成

5) 自治体と住民（仮設のみならず借上げ、個別避難、県外避難の人々）の協議

- ・意向調査やヒアリングなど

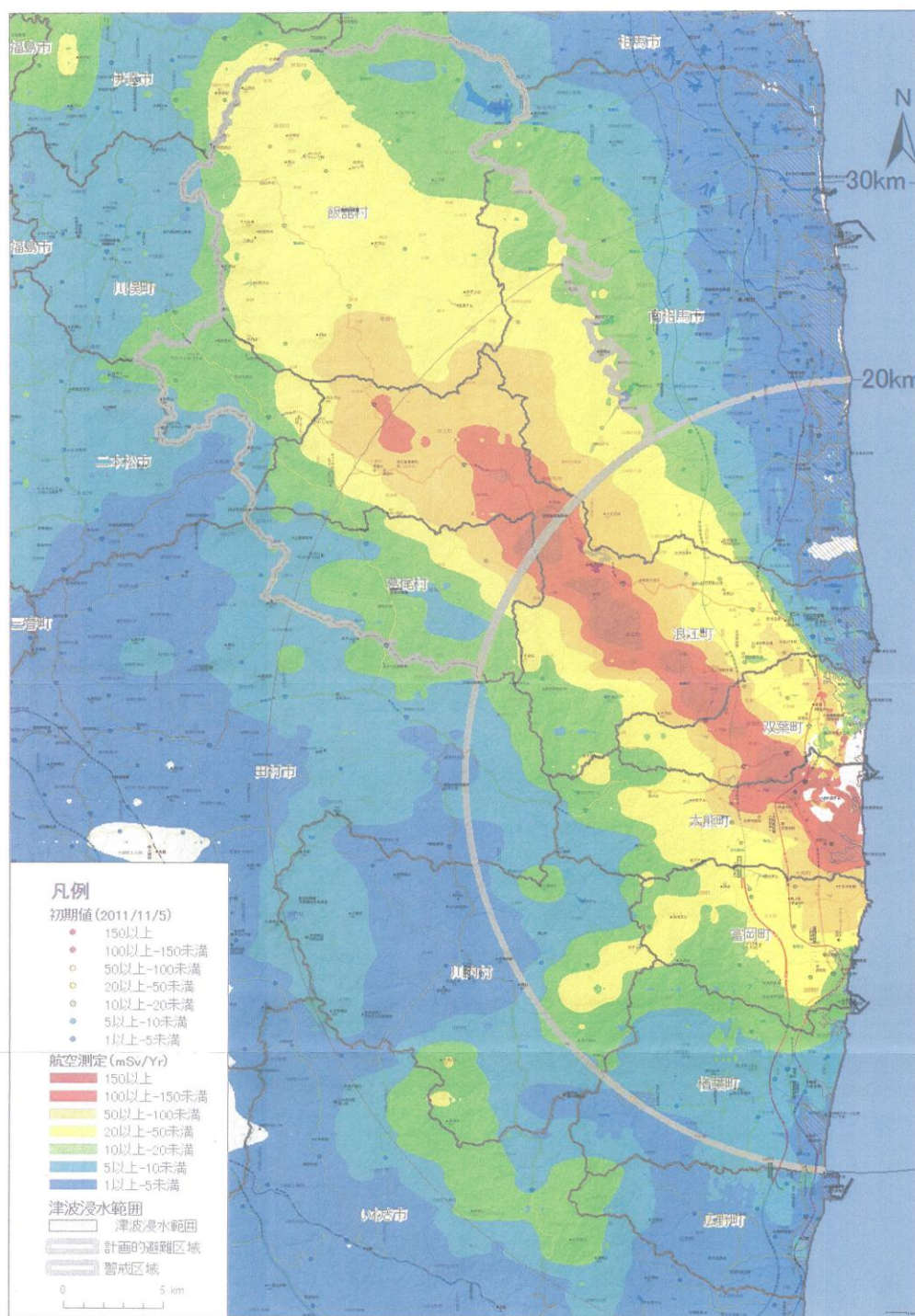
6) 専門家集団の形成

- ・住まい・コミュニティ
- ・放射線汚染と除染
- ・医療・福祉
- ・雇用・地域経済
- ・エネルギー政策

など

（以下の図のカラー判は、ホームページの「ニュース第8号」を参照して下さい。）

図1 福島第一原発事故による蓄積放射線量分布

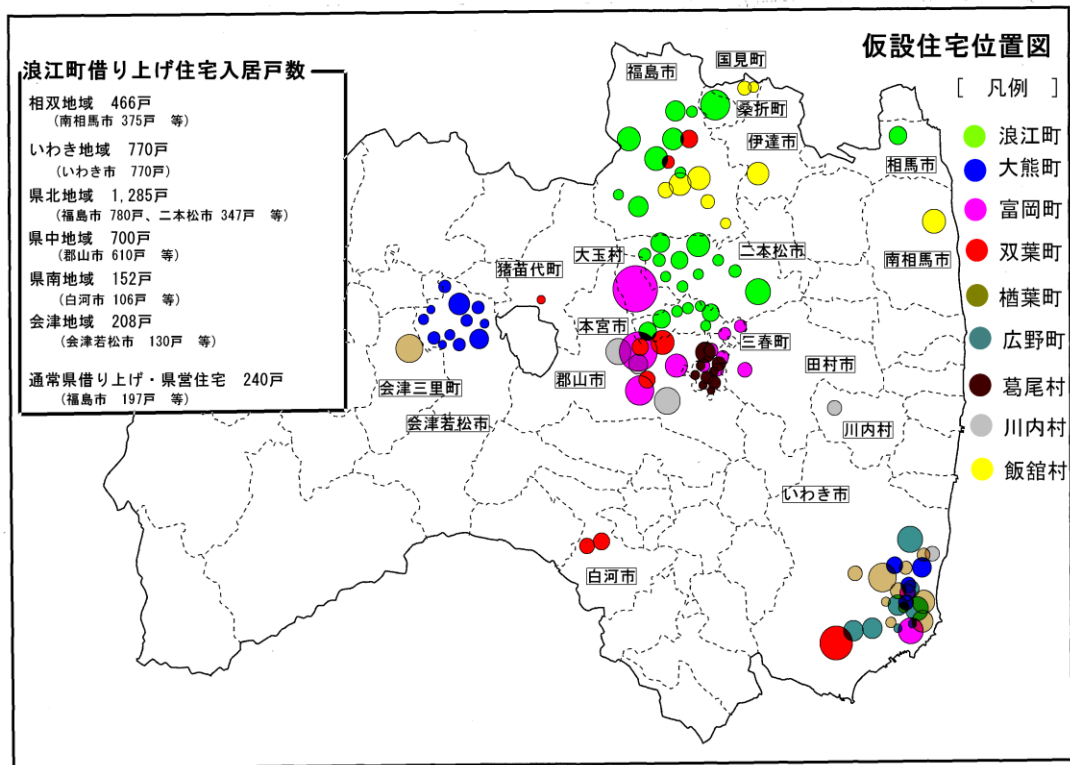


線量分布(2011/11/5換算値)

「避難指示解除準備地域」 ~20mSv/年
 「居住制限区域」 20~50mSv/年
 「帰還困難区域」 50mSv~/年

図2 福島県内における仮設住宅分布

(浪江町役場作成)



【次回フォーラム】

☆ 第7回フォーラム

日時 2012年3月8日(木) 18時30分～20時30分(予定)

報告者 佐藤理氏(福島大学教授)

テーマ 「食品の放射線物質の暫定規制値の見直しについて」

会場 福島市アクティブシニアセンター「AOZ(アオウゼ)」

大活動室 1

<MAXふくしま4F(福島市曾根田町1-18)>

第5回 「ふくしま復興支援フォーラム」を開催しました。

さる2月20日(月)夕、「福島市アクティブシニアセンター A O Z」で、第5回フォーラムを開催しました。報告者は、渡邊純氏(弁護士)で、「原子力損害賠償の現状と今後」について報告をいただきました。参加者30人ですが、損害賠償問題をめぐる議論が活発に展開されました。以下は、当日、文書で提出されたご意見・ご感想です。

~~~~~

★一方で「復興」の問題。3.11以前より格差拡大、少子超高齢化、過疎化など深刻な問題があったので、新しい考え・新しい技術をもって取組むビジョンが重要である。かたや「賠償」の問題。公害問題に準じた不安や家族・コミュニティの償いを盛り込んだ対策基本法の必要性が分った。これら「復興」と「賠償」を両輪で進めることが大事だと思った。(K.S)

★国は許可しているし、アメリカからの要求があったことと、東京電力の責任は別なものでしょう。何故か。大企業として利益あげているし、建設～廃炉～除染などに利益得るために連携しあっている企業など検証しても明確ではないか。人災である(政治災害)ことからして免責は認められません。エネルギー分野での金もうけはあっても、原子力発電所なる不確立なものでの金もうけは許されません(いかにリスクが高いか＝損害賠償)。風評被害が深刻化する中ですが、風化させられない全人類共通の運動スローガンが必要である。参考のため、健康について、各自治体で検診結果が出ています。94%が通院、要医療～認知症患者増によって、通所・入所が増えている。(H.S)

★法的な背景を解りやすく説明していただきまして、大変参考になりました。(K.F)

★損害賠償請求の難しさを改めて認識しました。今後は被害者の結束・運動の展開が、ますます重要になると思いました。(Y.S)

★NHK・クローズアップ現代での東大児玉先生によれば、大至急の除染が必要であり、個人住宅については5百万円も要するという。現実には、町内会単位で50万円を限度に助成するので、通学路中心に、除染でなく移染したさいとのこと。このギャップを埋め、将来の健康を守るためには、全県民が立ち上がることが必要と思う。(R.N)

★勉強になりました。(T.H)

★なんと意っても、原発事故の収束がなければ、福島の復興は進みません。適切な事故処理と情報公開というあたりまえのことを速やかに実施し、続けて欲しいと思います。”社会通念のあたりまえ”を進めたいものです。(S.O)

★原賠法の改正、もしくは環境基本法、公害関連法規の適用を闊いとるには、実際に請求しないと進められない、どういう要求を突きつけたら大きな闘いになるのか、論議の輪を広げることが必要なのだろう。・・・Q and Aで少し見えてきた気がしました。(K.S)

★現場から声をあげることが賠償基準を適正化させる力となるのではないか。あきらめずに声を出し続けることが大事。福島県民が全体的に法改正、立法への声をあげるべきであろう。(F.T)

★賠償がなかなか進まない。そういう声を大にして運動をしなければならないのか。東京電力が不条理の会社であることがわかった。そういう会社を相手にしていることに腹をすえていかなければならない。(T.M)

★私共(避難している者です)が、賠償で最も心配しているのは、賠償の全体像が明らかにされていないことです。全体が示されていない以上、個々の事例に関してどこまで入っていかかわからない。というのは、個々の事例が相互に結びつくかも知れないことが、ままあるかも知れないからです。その意味でも、早く、全体像を示してもらいたいと思います。(Y.H)

## 節電は地球を救う

松本純（生協いいの診療所）

「そうなんです、チェリノブイリはこりてないんですね。今回の訪問は二度目でした。20年前とたいへん変わったのはウクライナの町が車の洪水と広告だらけになったこと、一方のベラルーシは旧ソビエトの全体主義が色濃く残っていて国のエネルギー政策に反対する意見は聞けなかった、小学校の教材でも放射能汚染のことは書いてあるが原子力発電は書いて無い」。2月18日、清水修二副学長を招いて福島医療生協が開催したチェリノブイリ調査団報告学習会での質疑応答です。今やウクライナは電力の48%を原子力に依存していること、ベラルーシではチェリノブイリとは反対側のリトアニア国境近くで原発を建設していること、などの予備知識があつての私の質問でしたがその答えは衝撃的でした。

昨年12月、野田佳彦総理は国会での反対意見を押し切って原発を外国に輸出するためヨルダン・ベトナム・ロシア・韓国との「原子力協定」を締結しました。そこには福島問題をよそに日立製作所や三菱重工といった日本の原発を建設した大手企業が参画していることを知り、なんたることかと私は思いました。昨年10月の福島県議会では県内10基のすべての原発の廃炉を求める請願を出席議員全員の賛成で採択、佐藤雄平福島県知事による「脱原発でこそ福島の復興」との発言もあつて、福島県民としては「もう原発はゴメンだ」と一丸となったものと思っていました。そのような感情を逆なでするかのような政府による「原子力協定」の締結でありました。この問題は当時のマスコミはそれほど大きくは取り上げなかったように思われますが、それだけに、おおっぴらに堂々とやるわけにはいかなくなって、それなりのマスコミ対策のあらわれだったのかもしれませんが。

去年の夏の東京では、エスカレーターの運転本数を少なくしたり、地下街の照明を薄暗くしたりと節電ムードでした。東京の人たちの協力のおかげで大停電が無くてすんだ、福島県民の放射線汚染の苦労をねぎらってもらえた、と感謝の気持ちになりました。そのころたしか「夏は乗り切ったが冬もまた電力不足の危機」と言われたように思います。そしてこの冬、ことのほか寒く北国では記録的な大雪、テレビの天気予報では夏場の時のように毎日「明日の電力予想」が放映されています。しかし大停電などはまったく問題にならないまま春を迎えようとしています。本当のところこれほどの電力が必要不可欠であったものなのか、もしかして私たち日本国民は必要以上に電力を売りつけられていたのかもしれませんが。さらに日本の電力産業の生き延び策を外国へ求めるようなことをゆるすなら、地球環境の将来は危いと思います。

今回の東日本大震災にともなう福島第一原発事故はたいへんな災害をもたらしました。フクシマ問題以来、日本の原子炉は定期点検の後の再稼働には慎重になってこの四月には全原発が発電を停止します。私たちは節電でここを乗り切ることによって、その間に再生可能なクリーンエネルギーの開発を急ぐことはやっでできないことではないと思います。「原発ゼロ」の日本を実現は可能です。

もう原発はこりごり、「ノーモア・フクシマ」です。